

平成 22 年 6 月 18 日

## 特別障害給付金受給者が老齢基礎年金を繰り下げることについて

- 国民年金法の規定上、特別障害給付金の受給権者であっても老齢基礎年金を繰り下げることとは可能です。(国民年金法第 28 条)
- 繰り下げの待機期間中は、特別障害給付金については支給停止（特別障害給付金の額が老齢基礎年金の額よりも高ければ差額は支給）されることとなります。(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 16 条)
- 日本年金機構において、特別障害給付金の受給権者に係る老齢基礎年金の繰り下げとの支給調整の取り扱いについて、事務処理マニュアルに記載する等により、周知徹底を図ることといたします。

## 参 照 条 文

### ◎国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）

（支給の繰下げ）

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

- 2 六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつた者が、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。
- 3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。
- 4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

### ◎特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）

（支給の調整）

第十六条 特別障害給付金は、特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは、政令で定めるところにより、その額の全部又は一部を支給しない。ただし、当該給付の全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。